

I 利用に当たって

この報告書は、「令和3年経済センサス-活動調査」（以下「3年活動調査」という。）の調査結果のうち、製造事業所について宮城県が独自に集計したものである。

1 3年活動調査の概要

(1) 調査の目的

3年活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とする。

(2) 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査（基幹統計の「経済構造統計」を作成するための調査）であり、経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第1号）により実施される。

(3) 調査期日

令和3年6月1日

(4) 調査対象

① 甲調査

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所

ア 大分類A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所

イ 大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所

ウ 大分類N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所

エ 大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所

② 乙調査

国及び地方公共団体の事業所

(5) 調査事項

調査事項は、巻末（付録）のとおりである。

(6) 調査の方法

① 甲調査

ア 調査員調査

原則、都道府県知事が任命した調査員が調査員調査対象の事業所に調査票を配付

し、インターネットによる回答又は調査員が調査票を回収する方法により行う。

ただし、新型コロナウイルス感染症への対応の観点から、調査員回収の代替として郵送回収を導入した市町村においては、インターネットによる回答又は郵送で市町村が直接回収する方法で行う。

イ 直轄調査

独立行政法人統計センター及び国が一括して契約する民間事業者が調査票の配布・回収を行い、本社一括回答する際の報告者である本所事業所、特定の単独事業所及び外国の会社の事業所がインターネットによる回答又は郵送で回答する方法により行う。

② 乙調査

国の事業所にあつては総務省が、都道府県の事業所にあつては都道府県が、市町村の事業所にあつては市町村が電子メールにより「調査票（乙）」を事業所ごとに配布する。調査への回答は、オンラインにより行う。

2 集計の概要

(1) 集計対象

本報告書は、3年活動調査の調査結果のうち、以下のすべてに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものである。

- ① 個人経営を除く事業所であること
- ② 従業者4人以上の事業所であること
- ③ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ④ 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

このため、「令和3年経済センサス-活動調査 速報集計結果<宮城県の概要>」の産業横断的集計における製造業の結果とは集計対象が異なっており、数値は一致しない。また、この報告書は速報集計結果である点にも注意が必要である。

(2) 数値の定義

- ① 本文、表及びグラフにおける表示年次は、「事業所数」及び「従業者数」については、下表の調査期日現在の数値である。また、「製造品出荷額等」、「付加価値額」及び「原材料使用額等」等の経理事項については、表示年次における1月から12月までの1年間の数値である。

表示年次	調査期日	根拠となる統計調査
平成23年	平成24年2月1日	平成24年経済センサス-活動調査
平成27年	平成28年6月1日	平成28年経済センサス-活動調査
平成28年	平成29年6月1日	平成29年工業統計調査
平成29年	平成30年6月1日	平成30年工業統計調査
平成30年	令和元年6月1日	2019年工業統計調査
令和元年	令和2年6月1日	2020年工業統計調査
令和2年	令和3年6月1日	令和3年経済センサス-活動調査
その他の年次	表示年次の12月31日	各表示年次の工業統計調査

- ② 平成28年活動調査による「平成27年」の事業所数、従業者数については、調査対象のうち、個人経営調査票（※）による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、製造品出荷額等、付加価値額などその他の事項については、これらの調査分を含まない集計結果である。

※ 「個人経営調査票」は、調査員調査において、単独事業所又は新設事業所に配布した11種類ある調査票の一つで、28年活動調査時に使用されたものであり、記入者負担を軽減するなどの観点から調査事項が大幅に簡素化されており、そのため平成27年の集計結果に含まない調査事項がある。

- ③ 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

④ 従業者数，付加価値額の項目は，工業統計調査の集計における定義に合わせた形で再集計している（詳細は「用語の説明」を参照）。

なお，総務省・経済産業省が令和4年5月31日に公表した「令和3年経済センサス-活動調査（速報）」の純付加価値額は企業等に関する集計であるため，事業所に関する集計結果である産業別集計（製造業）の結果とは異なっている。

3 用語の説明

(1) 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 従業者

調査期日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人は従業者に含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人、有期雇用者（1か月未満、日々雇用）は含まない。

① 常用労働者

「有給役員」、「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

② 有給役員

法人の取締役、理事などで（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を得ている人をいう。他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当する。

③ 常用雇用者

「無期雇用者」及び「有期雇用者（1か月以上）」に分けられる。

④ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいう。

⑤ 有期雇用者（1か月以上）

有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

⑥ 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

⑦ 送出者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

⑧ 出向・派遣受入者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

(3) 現金給与総額（事業に従事する者の人件費及び派遣受け入れ者に係る人材派遣会社への支払額）

表示年次の1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいう。

(4) 原材料使用額等

表示年次の1年間における次の①～⑥の合計をいう。

① 原材料使用額

主要原材料，補助材料，購入部分品，容器，包装材料，工場維持用の材料及び消耗品など，実際に製造等に使用した総使用額をいう。また，下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には，支給した原材料の額も含まれる。

② 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費，貨物運搬用及び暖房用の燃料費，自家発電用の燃料費などをいう。

③ 電力使用額

照明や空調に利用されたものや購入した電力の使用額をいい，自家発電は含まない。

④ 委託生産費

原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合，これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいい，原材料等を支給しないで，他の事業所に製造を依頼した注文製造品の売買代金は含まない。

⑤ 製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理，機械・装置の操作，製品に組み込まれるソフトウェアの開発など，事業所収入に直接関連する外注費用をいい，派遣，委託生産費などの外注費は含まない。

⑥ 転売した商品の仕入額

1年間のうちに実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいい，在庫品は含まない。

(5) 製造品出荷額等

表示年次の1年間における製造品出荷額，加工賃収入額，くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり，消費税，酒税，たばこ税，揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

① 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。）を，1年間のうちに当該事業所から出荷した場合の工場出荷額（※）をいう。また，次のものも製造品出荷に含まれる。※くず廃物の出荷額含む。

ただし，仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み，表示年次中に返品されたものを除く。）

② 加工賃収入額

1年間のうちに他企業の所有に属する主要原材料によって製造し，あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合，これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

③ その他収入額

上記ア，イ及びくず廃物の出荷額以外で，例えば「転売収入」，「修理料収入」，「冷蔵保管料」及び「自家発電の余剰電力の販売収入」等の収入額をいう。

- (6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者 30 人以上の事業所）
事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業に支給して製造される委託生産品を含み、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。
- (7) 有形固定資産額（従業者 30 人以上の事業所）
表示年次の 1 年間における数値であり、帳簿価額によっている。
- ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。
 - ア 土地
 - イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）
 - ウ 機械及び装置（附属設備を含む。）
 - エ その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等）
 - ② 建設仮勘定の増加額及び減少額
増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。
 - ③ 有形固定資産の除却・売却による減少額
有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。
 - ④ 減価償却額
減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。
- (8) 事業所敷地面積
調査期日現在において、事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積をいう。
ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。
なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。
- (9) 水源別用水量
事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む。）をいい、1 日当たり用水量とは、表示年次の 1 月から 12 月までの 1 年間に使用した工業用水の総量を年間の操業日数で割ったものをいう。
- ① 工業用水道
飲用に適さない工業用水を供給するものをいう。
 - ② 上水道
一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するものをいう。
 - ③ 井戸水
浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。
 - ④ その他の淡水
「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。

例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

(10) 消費税を除く内国消費税額

酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計である。

(11) 内国消費税額等

消費税を除く内国消費税額と推計消費税額の合計である。

(12) 算式

生産額及び付加価値額などの諸算式は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{① 生産額} &= \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} \\ &\quad + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \end{aligned}$$

(注) 従業者 29 人以下の事業所については、製造品出荷額と加工賃収入額の計の数値を生産額と読み替えている。

$$\text{② 純生産額} = \text{生産額} - \text{内国消費税額}$$

$$\begin{aligned} \text{③ 付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ &\quad - (\text{推計酒税, たばこ税, 揮発油税及び地方揮発油税} (\ast 1)) \\ &\quad + \text{推計消費税額} (\ast 2)) - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

(注) 付加価値額は、従業者 30 人以上の事業所のものであり、従業者 29 人以下の事業所については、粗付加価値額の数値を付加価値額と読み替えている。

$$\begin{aligned} \text{④ 粗付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} \\ &\quad - (\text{推計酒税, たばこ税, 揮発油税及び地方揮発油税} (\ast 1)) \\ &\quad + \text{推計消費税額} (\ast 2)) - \text{原材料使用額等} \end{aligned}$$

※1:平成 29 年調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

※2:推計消費税額は平成 13 年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

$$\text{⑤ 原材料率} = \text{原材料使用額等} / \text{純生産額} \times 100$$

$$\text{⑥ 償却率} = \text{減価償却額} / \text{純生産額} \times 100$$

$$\text{⑦ 現金給与率} = \text{現金給与総額} / \text{純生産額} \times 100$$

$$\text{⑧ 付加価値率} = \text{付加価値額} / \text{純生産額} \times 100$$

$$\text{⑨ 有形固定資産投資総額} = \text{資産の取得額} + \text{建設仮勘定の年間増減} (\text{増加額} - \text{減少額})$$

(13) 従業者規模

本文、表及びグラフ中の「従業者規模」の区分は次のとおりである。

従業者規模層	従業者規模
小規模層	4～9人, 10～19人, 20～29人
中規模層	30～49人, 50～99人, 100人～199人, 200人～299人
大規模層	300人～499人, 500人～999人, 1,000人以上

4 産業分類の名称等

(1) 事業所の産業の決定方法

① 一般的な方法

ア 製造品が単品のみの事業所については、品目ごとに定められた 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定する。

イ 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定する。次に、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様の方法で 3 桁番号（小分類）、さらに 4 桁番号（細分類）を決定するし、最終的な産業格付けとする。

② 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。具体的には、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」の 11 産業である。

(2) 産業分類の例外

集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。本報告書における例外については次のとおりである。

① 本報告書・・・1421 洋紙・機械すき和紙製造業（1421、1423 を統合）

② 日本標準産業分類・・・1421 洋紙製造業、1423 機械すき和紙製造業

(3) 「略称」及び「産業 3 類型」の区分

本文、表及びグラフ中の産業名の「略称」の区分は、次のとおりである。

略 称	産 業 中 分 類
食 料 品	09 食料品製造業
飲 料 ・ た ば こ	10 飲料・たばこ・飼料製造業
織 維	11 繊維工業
木 材 ・ 木 製 品	12 木材・木製品製造業（家具を除く）
家 具 ・ 装 備 品	13 家具・装備品製造業
パ ル プ ・ 紙	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
印 刷	15 印刷・同関連業
化 学	16 化学工業
石 油 ・ 石 炭	17 石油製品・石炭製品製造業
プ ラ ス チ ッ ク	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
ゴ ム 製 品	19 ゴム製品製造業
皮 革 製 品	20 なめし革・同製品・毛皮製造業
窯 業 ・ 土 石	21 窯業・土石製品製造業
鉄 鋼	22 鉄鋼業
非 鉄 金 属	23 非鉄金属製造業
金 属 製 品	24 金属製品製造業
は ん 用 機 械	25 はん用機械器具製造業
生 産 用 機 械	26 生産用機械器具製造業
業 務 用 機 械	27 業務用機械器具製造業
電 子 部 品	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
電 気 機 械	29 電気機械器具製造業
情 報 通 信 機 械	30 情報通信機械器具製造業
輸 送 用 機 械	31 輸送用機械器具製造業
そ の 他	32 その他の製造業

※ 「18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)」については、次表を参照

(別掲) 中分類「18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲については、以下のとおりである。

※ プラスチック製であっても、以下の製品を製造する事業所は各々の産業に分類されるもの。

製造品名	分類番号	製造品名	分類番号
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム(乾板を含む)	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品(貴金属・ 宝石製を除く)	322	モデル・模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

5 留意事項

- (1) 時系列比較にあたっては、以下の点に留意されたい。
 - ① 平成 19 年については、事業所の捕捉を行ったため、事業所数及び従業者数の前年比については時系列を考慮し、当該捕捉した事業所を除いたもので計算している。また、平成 19 年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、「製造品出荷額等」、「付加価値額」、「原材料使用額等」については平成 18 年以前の数値とは接続しない。
 - ② 平成 20 年の前年比は、日本標準産業分類の改定が行われたため、平成 19 年の数値を平成 20 年の分類で再集計し計算している。
 - ③ 3 年活動調査の調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。このため、従来の調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際には十分に留意する必要がある。
 - ④ 3 年活動調査においては、個人経営を含まない集計結果であることから、令和 2 年工業統計と単純に比較ができないことから、比較を行う際には十分に留意する必要がある。
- (2) 数値の単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
なお、比率は、小数点以下第 2 位で四捨五入している。
- (3) 各表中の符号の用法は次のとおりである。
「－」は、皆無、又は該当数値がないもの。
「0」及び「0.0」は、増減なし、又は端数四捨五入による単位未満のもの。
「△」は、減少を示すもの。
「x」は、集計対象となる事業所が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れる恐れがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が 1 又は 2 の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。さらに令和 2 年が秘匿する必要がない箇所であっても、増減比較する対象年次が秘匿であった場合、増減額及び増減率を「x」とした。
- (4) 本報告書に掲載された数値を他に転載する場合は「令和 2 年宮城県の工業（令和 3 年経済センサス-活動調査 産業別集計（製造業）に関する集計結果の概要）」による旨を明記されたい。
- (5) この報告書における全国の数値は、総務省統計局・経済産業省大臣官房調査統計グループ「令和 3 年経済センサス-活動調査 産業別集計（製造業）統計表」を使用している。また、本県が独自に集計し公表するもので、総務省及び経済産業省から公表される数値と相違する場合がある。

問合せ先

宮城県企画部統計課 産業経済班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022-211-2457

統計課ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/>

※ この報告書に記載されている内容は、宮城県のホームページにも掲載されております。

全国の集計・データについては、総務省統計局又は経済産業省のホームページをご覧ください。

(総務省統計局) <https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/index.html>

(経済産業省) <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/index.html>